

令和6年度高齢者等見守り促進事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

市町村の消費者安全確保地域協議会設置促進、消費者被害防止サポーターの活用促進等を行う見守り促進事業を委託し、地域における見守りや啓発活動の活性化を図る。

当該委託先の選定については、公募による企画提案競技を行う。

2 委託業務の内容

- (1) 契約者 埼玉県知事（埼玉県県民生活部消費生活課）
- (2) 業務名 令和6年度高齢者等見守り促進事業業務委託
- (3) 業務内容
別添「高齢者等見守り促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書①」と表記）及び「高齢者等の消費者被害防止フォーラム等業務委託仕様書」（以下「仕様書②」と表記）のとおりとする。
- (4) 委託予定額
14,995,000円（消費税及び地方消費税込み）
※本事業の契約に係る上限額とする。
- (5) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

3 参加資格の要件

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 消費者関連法に精通し、最新の消費者トラブルに関する情報収集能力を有するとともに、消費者被害防止に関する啓発事業を実施した実績があること。
- (2) 次のアからキまでのすべてに該当すること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていないこと
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされたものでない者
 - ウ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
 - オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する

- 団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと
- キ 本業務の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。

4 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

実施要領掲載	令和6年4月24日(水)
質問受付	令和6年4月24日(水)から4月30日(火)正午まで
質問回答	令和6年5月1日(水)までに掲載
企画提案書受付期間	令和6年5月2日(木)から5月13日(月)正午まで
審査結果通知	5月中旬(予定)

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 令和6年度高齢者等見守り促進事業業務委託企画提案応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案書は別添仕様書①及び仕様書②に基づいて、次の項目を記載し、A4版・両面で作成すること。

(ア) 本方針

- 本業務を実施する上での基本方針を記載する。
- なお、貴団体の強み、特に重要と考えるポイント等も記載すること。

(イ) 業務概要

- 仕様書①及び仕様書②の「3業務内容」の事業項目ごとに漏れなく記載すること。

仕様書に記載されていない新たな取組の追加提案も可能とする。

- また、特に次の「a」～「e」の点に留意し、具体的に提案すること。

a 消費者安全確保地域協議会設置の促進

消費者安全確保地域協議会設置が未設置の市町村に対して、どのように設置を促すのか具体的に提案する。

b サポーター活用促進

消費者被害防止サポーターの活動機会の拡大をどのように進めていくのか具体的に提案する。

例) 市町村によるサポーター活用の拡充、サポーター同士の連携 等

c 市町村訪問による情報収集・啓発活動

市町村ヒアリングなどの情報収集活動は、対象とした市町村数やその理由及び収集後にどのように発信するかなどを具体的に提案する。

d 消費部門と福祉部門等との連携

市町村の消費部門と福祉部門との連携を進め、消費者の見守りネット

ワークの機能強化などを実現するための方針や具体的な取組について提案する。

e 業務運営体制

業務を実施するにあたり、支障がないように必要な人員を配置し、以下の(a)～(d)の点に留意し具体的に提案すること。なお再委託は認めない。

- (a) 本業務の運営管理体制、担当者等の役割等
- (b) 県及び連携団体との連絡体制及び連絡手段
- (c) 個人情報管理、法令順守の体制
- (d) 事故があった場合等の危機管理対応等

ウ 業務実施体制調書（様式2）

4（2）イ（イ）e「業務運営体制」に掲げる内容と整合性をとること。

エ 委託料見積書（様式任意）

- ・「2(4)委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。
- ・経費の内訳表を作成すること。経費の内訳表の作成に当たっては、人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、使用料・賃借料等を事業費と区分し、全て単価を計上する。
なお、管理費は、事業費に対して10%以内とする。
- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。

オ 会社概要等

法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

カ 本事業に類する業務の実績

過去3年間における、研修事業、その他これに類する事業の実績（受託事業を含む。受託の場合、事業主体は不問、民間事業も含む。団体名、成約年度、件名、事業の概要、契約金額等が記載されていること。）

キ 会社定款等

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

ク 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ケ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場

合) 並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 参加資格の要件を満たす旨の誓約書(様式3)

また、受託者は県の要請があった場合、「3参加資格の要件」を満たすことを証明する資料(契約書の写し、受託者書式による証明書等)を追加提出すること。

(3) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

正本1部、副本2部を提出する。

ただし、副本には上記「(2)キからコ」の書類の添付は要しない。

イ 提出方法

企画提案書等の提出は、持参又は郵送(書留による)とする。

(ア) 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第3庁舎3階)

埼玉県県民生活部消費生活課 総務・企画調整担当

電話 048-830-2938

メール a2930@pref.saitama.lg.jp

(イ) 受付期間

令和6年5月2日(木)から令和6年5月13日(月)正午まで

※ 郵送の場合も、5月13日(月)正午必着とし、簡易書留等文書の到着が確認できる方法で送付すること。

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、5月13日(月)は午前9時から正午までとする。

ウ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(オ) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

(4) 質問事項の受付・回答

ア 受付期間

令和6年4月24日(水)から令和6年4月30日(火)正午まで

イ 受付方法

「企画提案募集の内容等に関する質問書」(様式4)に記入の上、電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先

「4(3)イ(ア)提出先」と同様

エ 回答方法

質問を行った団体名を伏せた上で、令和6年5月1日(水)までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

【URL:<http://www.pref.saitama.lg.jp/.....html>】

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

5 審査に関する事項

(1) 審査方法

県は、令和6年度高齢者等見守り促進事業業務委託業者審査委員会(以下、「委員会」という。)により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は選定後、5月中旬(予定)までに提案者全員に対して通知する。

6 契約の締結について

県は、委託契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

委託契約先候補者と協議が整わない場合又は委託契約先候補者が社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められる場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

なお、委託契約は埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

7 問合せ先

「4(3)イ(ア)提出先」と同様